

第7回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和3年1月7日 午後3時00分～午後3時35分

2、開催場所 3階 大会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

6、その他

○令和2年度群馬県農業委員会活動推進研修会について

○麦踏み合戦について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第7回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は16名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが
今回は14番 中澤委員、15番 新井委員を指名します。
なお、会議書記には、事務局職員の栗崎係長を指名します。

それでは、4番 議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1から番号4
が一括して同じ人が土地を提供して、2名の方が受け手となります。一括で説明
を受けまして、審議は1から4の説明の後に裁決をしたいと思いますのでよろしく
お願いいたします。

事務局：【議案第1号 番号1 受付番号43200157 農地法第3条の規定による許可申請
について詳細を朗読、説明】

【議案第1号 番号2 受付番号43200158 について詳細を朗読、説明】

【議案第1号 番号3 受付番号43200159について詳細を朗読、説明】

【議案第1号 番号4 受付番号43200160について詳細を朗読、説明】

いずれも農地取得要件は問題ないかと考えます。

以上で議案第1号 番号1から番号4の説明を終わります。

議長：今回は土地の交換ということで上がってきた初めての案件です。

それでは、番号1 受付番号43200157について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しまして、農地取得要件に問題が無いため農地部会としては許可といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号43200157について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号43200157は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、番号2 受付番号43200158について審議を行います。この件に関しましても、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、農地取得要件に問題が無いため、農地部会としては許可といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号43200158について、原案のとおり

許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200158 は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、番号 3 受付番号 43200159 について審議を行います。この件に関しましても、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、農地取得要件に問題が無いため、農地部会としては許可といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200159 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200159 は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、番号 4 受付番号 43200160 について審議を行います。この件に関しましても、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、農地取得要件に問題が無いため、農地部会としては許可といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200160 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200160 は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第 2 号番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 番号 1 受付番号 43200155 農地法第 5 条の規定による許可申請について詳細を朗読、説明】

申請地は令和 2 年 1 0 月 2 9 日付で利用者・利用目的は同じで除外されております。農地区分の判断としましては、農地の広がり が 3 h a 未満であり、周りは宅地に囲まれておりますので、市街化区域等に近接する 10 h a 未満の農地という事で、第 2 種農地と判断しました。

以上で議案第 2 号番号 1 の説明を終わります。

議長：それでは、議案第 2 号 番号 1 受付番号 43200155 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しまして、周りの農地に問題が無いことから許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200155 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200155 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 番号 2 受付番号 43200156 について詳細を朗読、説明】

申請地は平成 3 0 年 4 月 9 日付で利用者・利用目的は同じで除外されております。農地区分の判断としましては、農地の広がり が 3 h a 未満であり、周りは宅地に

囲まれておりますので、市街化区域等に近接する10ha未満の農地という事で、第2種農地と判断しました。
以上で議案第2号番号2の説明を終わります。

議長：それでは、番号2 受付番号43200156について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため部会といたしましては、許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号43200156について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号43200156は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で次第4の議事については、終了いたします。

続いて、次第5 報告事項に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について番号1から番号4の詳細を報告】
内容につきましては相続で、4件受理しております。
以上で報告事項第1号を終わります。

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について4件の受理を報告】

以上で報告事項第2号を終了し、全ての報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6 その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：【・令和2年度群馬県農業委員会活動推進研修会について

・麦踏み合戦について

・その他について説明】以上で事務局からのその他を終わりにいたします。

議長：その他、委員の方から何かありますか。

無いようですが、事務局より町内のコロナ感染に関する報告をお願いします。

事務局長：町内在住者のコロナ感染者はこれまでの累計で28名となっております。

個別案件まではこちらの方にも上がってきませんので、その点をご承知おき頂ければと思います。明日まで群馬県の方では自粛ということが出ていましたが、玉村町の方でも緊急事態宣言が出るということを受けまして、施設の対応などについてこれから決めていくこととなります。ただ、農業委員会につきましては、書面決議ができないということから、感染対策を万全に取らせていただいた上で、引き続きお集まりいただき総会を開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長：他にありますか。無ければ以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。